

13 いじめへの対応

(足利市立大月小学校いじめ防止基本方針)

1 いじめ防止のための基本姿勢

本校では、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という認識を持って、全ての教職員が児童の尊厳を守りながら、「いじめの起こらない学校づくり」に次のように取り組む。

- (1) いじめを防止するために、児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、お互いの人格を尊重し合う態度を育てる。(未然防止)
- (2) いじめを見逃さないために、児童が相談しやすい体制を整えるとともに、ささいな兆候でも軽視せず積極的に認知する。(早期発見)
- (3) いじめを早期に解決するために、当該児童の安全を確保した上で、組織的に対応する。(事案対処)
※重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、必要に応じて所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求める。

○いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第二条第1項)

○重大事態の定義

- 一 いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第二十八条)

2 いじめ防止対策のための組織

ア 児童情報交換会

- ・ 児童指導上の諸問題について、児童の現状や支援の仕方について、情報交換及び共通理解を図る。
- ・ 校長・教頭・教務主任・各学級担任（児童指導主任含む）・養護教諭で組織する。

イ いじめ対策委員会

- ・ いじめが疑われる事態を把握した場合、対処の方針や役割分担を決め、組織的に対処する。
- ・ 校長・教頭・教務主任・児童指導主任・当該担任・養護教諭を基本として組織する。
- ・ 必要に応じてスクールカウンセラー、泗水学園、PTA 会長等、関係機関と連携する。

3 いじめ防止のための行動計画

(1) いじめの未然防止

- ア 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、日常のトラブルの解決が図れるよう指導する。
- イ 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学びに向かう集団づくり」と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」の取組を充実させる。
- ウ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、人権研修等の職員研修を充実させ、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- エ インターネットのもつ利便性とその裏にある危険性を理解させながら、適切な情報機器の使い方や情報の扱い方について発達段階に応じて指導する。

オ いじめを始めとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図る。

(2) いじめの早期発見

ア 教職員による児童の観察、情報共有

- ・ 学級の雰囲気や児童の様子を観察し、小さなサインや不安の声を把握するよう努める。
- ・ 些細な変化でも、情報交換会などで随時情報を共有し、いじめの疑いがないか組織的に判断する。

イ いじめアンケートの実施

- ・ 児童対象のいじめアンケートを年3回実施する。(7月、12月、2月)
- ・ いじめの訴えがあった場合、担任が抱え込むことなく、いじめ対策委員会で組織的に対応する。

ウ 相談ポスト「ドラえもののポケット」の設置

- ・ 相談ポスト「ドラえもののポケット」に、いつでも悩みや相談事を書いて入れて良いことを児童に周知する。
- ・ ポストの中身は、教育相談係が毎日チェックし、内容を担任・児童指導主任と共有する。

エ 教育相談月間の実施

- ・ 教育相談として児童と担任が一对一で話す時間を設け、児童との信頼関係を築くとともに、友人関係や悩みを把握する機会にする。
- ・ 教育相談で把握した内容は、情報交換会に挙げたり、教育相談係がとりまとめたりして共有する。

オ スクールカウンセラー等の活用

- ・ スクールカウンセラー、いじめストップアドバイザー、スーパーバイザー等に授業の様子を参観してもらい、いじめのサインが見られないか外部の視点からも判断してもらうようにする。
- ・ 児童・保護者が外部の相談員に相談できるよう案内する。

(3) いじめの早期解決

- ① いじめの疑いがある相談を受けた場合、速やかに事実確認を行うとともに、いじめ対策委員会を開催して方針を決定する。
 - ・ いじめられている児童や保護者の立場に立って対応し、安易に「いじめではない」などと判断しない。
 - ・ いじめを訴えた児童の安心・安全の確保を最優先しながら対応する。
- ② いじめの疑いがあることを認識した場合(いじめを認知した場合)には、その場で行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的に、継続的に対応する。
 - ・ いじめをしている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに、反省させ、二度といじめることのないよう、組織で一貫して指導する。
 - ・ いじめられた児童に対しては、スクールカウンセラーに相談する機会を設けるなど、早期に心の回復ができるように努める。
 - ・ いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させるとともに、見逃さず根絶しようとする態度を養う。
- ③ 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力して、いじめの解決に取り組めるようにする。
- ④ いじめが解消した後も、いじめられた児童・いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努める。
 - ・ いじめが解消したかどうかは、次の2点を基本として、総合的に判断する。
 - i) 一定の期間(最低3ヶ月を目安とする)、当該行為が止んでいること。
 - ii) いじめられた児童が苦痛を感じていないこと。

(4) いじめ防止に関わる年間指導計画

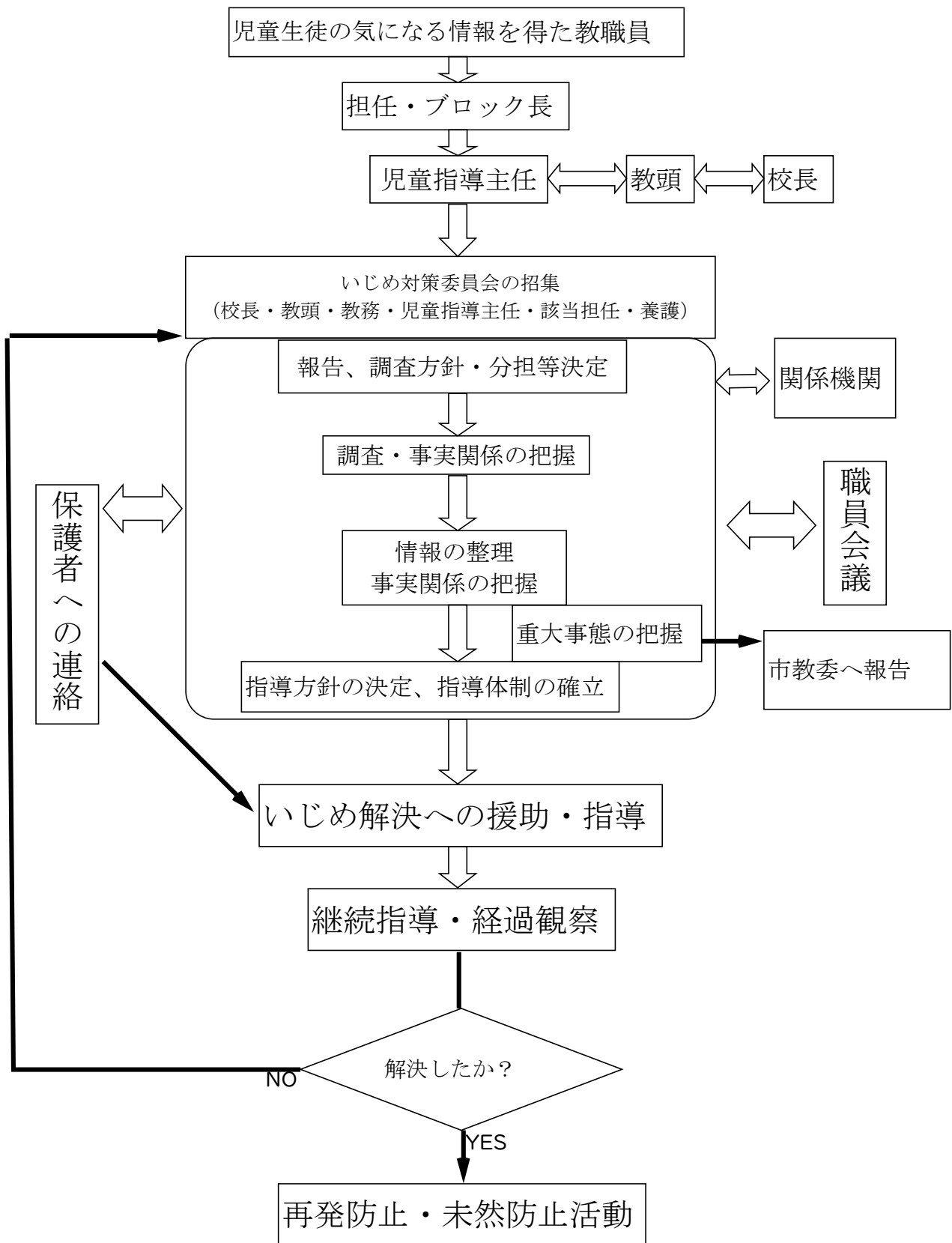
月	未然防止	早期発見
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童との信頼関係の構築 ・ 交友関係の把握 ・ 家庭との情報交換 ・ 学級づくり・授業づくりの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童情報交換会(毎週) ・ 相談ポストの周知、チェック ・ いじめストップアドバイザー・SC・SV・SSWとの面談
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配慮を要する児童の共通理解(現職教育) ・ 泗水学園との情報交換会 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット等に関する情報モラル指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育懇談(全家庭)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ i-Check テストの実施と分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談月間(全児童と担任)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏休み前の生活指導 ・ i-Check の理解と活用(現職教育) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめアンケートの実施、個別面談
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育研修(現職教育) ・ いじめの認知と指導(現職教育) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育懇談(希望家庭)
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏休み中の生活の聞き取り、指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上半期問題行動調査
10		
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ i-Check テストの実施と分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談月間(全児童と担任)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬休み前の生活指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめアンケートの実施、個別面談
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬休み中の生活の聞き取り、指導 	
2		<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめアンケートの実施、個別面談
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 春休み前の生活指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下半期問題行動調査

4 重大事態への対応

いじめの訴えについて聞き取りを行った際、重大事態が発生したと認められる時には、次のように対応する。
特に、児童や保護者から申し立てがあったときには、重大事態が発生したものとして報告・調査を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、直ちに足利市教育委員会に報告する。
- ② 教育委員会と協議しながら、当該事案に対処するための組織を設置し、詳細な調査を行う。
 - ・ いつ、だれから行われ、どのような態様であったか
 - ・ いじめを生んだ背景や児童の人間関係
 - ・ 教職員はどのように対応したか など
- ③ 調査結果を、関係する児童・保護者に対して適切に提供する。

緊急時の対応の流れ



いじめ訴え調査票（記入日 年 月 日）

令和 年度 No.

年 組 氏名		担任			
いじめの態様					
ア	悪口を言われた	カ	お金や物を取られる		
イ	ネット上で悪口を言われた	キ	いたずら書きをされる		
ウ	無視、仲間はずれ	ク	命令される		
エ	暴力を受けた	ケ	その他		
オ	物を隠す、壊す				
どうした					
ア	やめるように言った	カ	家の人に話した		
イ	仕返しをした	キ	相談員に話した		
ウ	無視した	ク	されるままにしていた		
エ	先生に話した	ケ	その他		
オ	友達に話した				
発見のきっかけ					
ア	学級担任	カ	本人からの訴え	サ	学校外の関係機関
イ	担任以外の教職員	キ	本人の保護者から	シ	その他
ウ	養護教諭	ク	他の児童から		
エ	SC等、外部の相談員	ケ	他の保護者から		
オ	アンケート調査等	コ	地域住民から		
具体的内容					
(いつから)					
(だれが)					
(どのように)					
(担任・学校の対応)					
保護者連絡(担当:)			月 日 時		確認欄
(内容)					校長
					教頭
					児童指導
					担任

いじめ対策委員会会議録

記録者 ()

招集日	令和 年 月 日	場所	校長室・会議室・職員室・その他()
参集者	校長 当該担任	教頭 養護	教務 児童指導主任 その他(発見者等:)
当該児童	年 氏名		
経緯	(いつ)	(だれから)	(どのように) (発見者・訴えた人)
役割 分担	児童からの聞き取り		月 日 完了
	情報集約		月 日 完了
	市教委報告		月 日 完了
	関係機関連絡		月 日 完了
その他記載事項(その後の経過など)			